TOPIC 1

【重要】不動産の表示規約をご確認ください

不動産広告のルール「不動産の表示に関する公正競争規約」（表示規約）には、さまざまな規定があります。広告作成の際は、表示規約に則った表示になっているか、ご確認をお願いします。

1	広告表示の開始時期の制限	建築確認を受けてからなど、広告を始められる時期
2	必要な表示事項	物件の種別、広告媒体ごとに必ず記載しなければならない事柄
3	特定事項等の明示義務	デメリット事項など、該当する項目であれば必ず記載しなければならない事柄
4	表示基準	徒歩による所要時間は80m ＝1分（端数切り上げ）で算出など
5	不当表示の禁止等	おとり広告の禁止、不当な二重価格表示の禁止など

「表示規約」に違反すると、不動産公正取引協議会から、違約金課徴や警告などの措置を受けることがあります（表示規約第27条）。また、不動産情報サイト アットホームをはじめ、特定のポータルサイトなどへの広告掲載を一斉に停止する施策も行っています。

「表示規約」「景品規約」は、不動産公正取引協議会連合会ホームページにてご覧いただけます。 http://www.rftc.jp/koseikyosokiyaku/

TOPIC 2

「Q&A よくある質問」をご活用ください

加盟店専用サイト内「Q&A よくある質問」では、お問合せの多い質問の回答を掲載しております。広告表示についての内容も適宜更新しておりますので、物件登録時、入力方法でご不明な点がある場合に、ぜひご活用ください。

掲載Q&Aの一例

Q. 建物の築年月が不明の物件を登録したい
Q. 最上級表現（最高･極･特級など）は使用できるか
Q. 抽選で商品をプレゼントする場合、どのように表示すればいいか

カテゴリーやフリーワード検索でお探しいただけます。ATBB（不動産業務総合支援サイト）内全ての画面のヘッダー、左メニュー内、新規物件登録画面の左上から閲覧可能です。

▲加盟店専用サイト トップページ

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会（*）が統一テーマにて発信しております。
*同部会参加会社　アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート
*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認いただけます。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/
★上記TOPICは、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。